

所有者または管理者の方へ

被災度区分判定実施のお願い

現在、市では住家を中心に二次被害防止のため、被災建築物応急危険度判定を実施し、判定結果をお知らせしています。

被災建築物応急危険度判定は、外観目視を原則とした調査のため、10階建て以上の大規模な建築物や特殊な構造形式の建築物は対象としていません。

こちらの建物は、10階以上の大規模な建築物、または特殊な構造形式の建築物であることから、専門家による詳細な調査を実施し、継続使用のための復旧要否の判断を早急に受けていただくことをお願いします。

地震後に行われる主な調査

	被災建築物応急危険度判定	被災度区分判定	被害認定調査
調査員	応急危険度判定員 (登録を受けた判定員)	民間建築士等	主に行政職員
内容・目的	10階建て未満の住家について、当面の立入り、使用の可否を調査	継続使用のための復旧の要否を調査	保険や助成金等受給のための建物の損害割合を算出するための調査

一般財団法人日本建築防災協会のホームページにおいて、被災度区分判定の詳細を見ることができます。また同ページにて被災度区分判定・復旧技術事務所名簿が掲載されています。

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/hisaidokubun/>



(お問合せ)

三鷹市被災建築物応急危険度判定実施本部
(三鷹市都市整備部建築指導課)
電話) 0422-29-9745